平成２６年（フ）第３５３号
福岡県糸島市二丈石崎328番地４
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２号
仙台市太白区八木山本町２丁目４番地の17、従前の住所仙台市青葉区川平４丁目26番31号
債務者　鎌戸　敏子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
仙台市青葉区錦町２丁目３番４―107号、従前の住所仙台市青葉区北山２丁目14番４―502号
債務者　續橋　文惠
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
仙台市青葉区北山３丁目５番11号、従前の住所仙台市泉区館２丁目４番地の５
債務者　佐藤佐知子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
宮城県名取市植松４丁目13番31号　ロイヤルセレッソⅡ番館202号
債務者　小嶋　幸恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
京都府宇治市莵道門前26番地の１　むら新荘２号、前住所京都府宇治市槇島町落合227番地　カーサ・ミラ101号
債務者　上野　健司
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
鳥取県東伯郡北栄町松神720番地
債務者　杉谷　茂樹
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１８４号
広島市中区十日市町２丁目１番１―402号
債務者　河野　広美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２号
広島県大竹市小方１丁目５番９号
債務者　杉山　　尚
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
山梨県甲府市中小河原町104番地11　サテライトハイツ205
債務者　福田　由美（旧姓礒部）
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
山梨県甲府市宮原町892番地５
債務者　小林　千鶴
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
長野県松本市南松本１丁目７番12号
債務者　久保田智幸
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９１号
岐阜市浪花町１丁目14番地２　ハイツ浅野201号
債務者　日比野　等
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４号
岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門448番地11、申立時及び住民票上の住所岐阜市瑞雲町４丁目16番地　ファミールＺＵＩＵＮ　Ａ103号室
債務者　米山　春樹
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３号
岐阜市本荘西４丁目17番地１　アーバンスクエア305号室、住民票上の住所石川県能美市湯谷町ト174番地６
債務者　宮本　憲一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
神戸市中央区中町通２丁目２番３号　新中町ビル303
債務者　上田　真準
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８号
宮崎市田野町甲2695番地５　市営住宅木材町棟402号
債務者　久保田　透
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係